

令和 2 年度「京^{みやこ}の生きものの生息調査」広報等業務
受託候補者選定に係る募集要項

1 業務の名称

令和 2 年度「京の生きものの生息調査」広報等業務

2 業務委託の趣旨

「京の生きものの生息調査」の企画に当たっては、多くの市民が参加したくなり、また参加した市民の満足感が高まる事業提案が必要である。事業者の能力、技術、経験に基づく企画提案やノウハウの活用に向けて、主として価格以外の要素における競争に基づき契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行う。

3 業務の内容

「京の生きものの生息調査」は、市民が指標種（ツバメ等）を発見し、本市に報告することで、京都市全域の生息状況のデータの収集を行うものである。

調査データの充実及び調査を通じた生物多様性保全に対する市民意識の更なる向上に向けては、より多くの市民に、調査に参加していただく必要があることから、本調査について広く市民に周知するための広報業務を委託するものである。

詳細は、別添の「令和 2 年度「京の生きものの生息調査」広報等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

4 予定価格

990 千円（消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。）

5 応募要件

次の(1)から(3)までに掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること、又は京都市競争入札等取扱要綱第 2 条第 1 項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 提案書の提出の日から受託候補者選定結果の通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

6 提案書類等の提出

提案書類等の提出は、次の(1)～(6)のとおり行うこととする。

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和 2 年 3 月 19 日（木）午後 5 時までに、参加意思確認書（様式 1）をファックス又は電子メールにて提出し（印不

要、受信を確認すること)、後日、有印文書1部を持参又は郵送すること。

(2) 提案書類等

応募者は、以下のア～イに示す書類を提出すること。いずれも正本1部、副本5部の合計6部を提出すること。

ア 提案書

応募者は、仕様書の「3 委託内容」について提案書(様式2)に従い提案すること。提案内容を補足するための参考資料を添付することもできる。

なお、一部再委託を行う場合は、再委託内容についても提案書に記載すること。(内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。)

イ 見積書

「ア 提案書」に記載する内容に基づく見積書とその内訳を作成すること。様式は任意とする。

(3) 提出方法

応募者は、郵送又は直接持参により提出すること。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和2年3月26日(木) 午後5時

開庁日の午前9時から午後5時まで受け付け、郵送の場合は、上記提出期限に必着とする。

(5) 提出先

「12 問合せ先及び書類提出先」に記載の住所及び担当者へ提出すること。

(6) 質問及び回答

本要項に関する質問は文書(様式自由)による方法とし、令和2年3月19日(木)午後5時までに電子メールで提出し、メール送付後、電話で担当者に受信を確認すること。全ての質問及び回答については京都市情報館に質問者を特定できる情報を削除したうえで速やかに公表する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、全ての質問者に電子メール又はFAXで連絡する。回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

電子メールアドレス：k-kyosei@city.kyoto.lg.jp

7 提案書に関するヒアリング

本市が設置する選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、提出された提案書等の内容について、ヒアリング(応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答)を実施する。

(1) 実施日

令和2年3月30日(月)(予定)

(2) 場所

未定(市役所内の会議室を予定)

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又は責任者に準じる者が行うこと。

イ 応募者によるプレゼンテーションは15分以内、質疑応答は10分程度とし、説明には事前に提出された提案書等を主たる説明資料とする。なお、プロジェ

クター等を補足的な説明として用いることも可能とする。

ウ ヒアリングに参加しなかった者、又は指定の時間に30分以上遅刻した者は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、失格とする。

8 受託候補者の決定等

(1) 評価項目及び評価基準

以下の評価項目について採点のうえ、選定委員会の各委員の審査点の平均が5割以上の者のうち、最も順位の高い応募者を受託候補者として選定する。

評価項目	評価基準	配点
企 画	・ 広報業務について、広く市民に周知し、調査に参加させるという目的を十分理解し、有効で実現可能な内容となっているか。 ・ 的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。	45
業務実績	・ 類似業務の十分な実績はあるか。 ・ 類似業務は、広く一般に効果的な広告を行う広報業務であるか。 ・ 件数だけではなく、各事業の効果等が十分であることを、総合的に審査する。	20
実施体制	・ 実施体制が、提案内容を実施するに当たり十分な能力や資格を有したものとなっているか。	20
見積金額	(全応募者中の最低見積金額)/(各応募者の見積金額)×10点 小数点以下は切捨て	10
市内貢献	京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に活動拠点を有する団体等であるか。	5
合計		100

(2) 選定結果通知

応募者に対して、選定結果を選定後1週間以内に書面で通知する。選定結果の通知が、やむを得ない事情により遅れる場合には、全ての応募者に電話又はFAXにより連絡する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから休日を除く5日以内に書面で、京都市環境政策局環境企画部環境管理課まで提出すること。

9 契約に関する基本的事項

受託候補者の提案内容を基に、次の(1)～(3)のとおりとし、受託候補者と協議のうえ、京都市が契約書を作成し、受託候補者と契約する。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。）を契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

(3) 特約事項

提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこととする。

10 留意事項

- (1) 提案書類等の提出や応募者へのヒアリング等の契約の締結までにかかる全ての費用は応募者の負担とする。
- (2) 提案書類等については、本業務の受託候補者決定のためのみに使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 提案書類等は返却しない。また、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (5) 本業務において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (6) 提出書類等については、京都市情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (7) 令和2年度の当該業務委託に係る予算案は、令和2年2月市会定例会にて提案中であり、予算審議の状況によっては、内容の変更又は契約の締結ができない場合がある。

11 スケジュール

日 程	実施内容
令和2年3月13日（金）	応募受付開始，質問受付開始
令和2年3月19日（木）午後5時	参加意思確認書提出期限
令和2年3月19日（木）午後5時	質問受付期限
令和2年3月26日（木）午後5時	提出書類等提出期限
令和2年3月30日（月）	応募者へのヒアリングの実施
ヒアリングの実施後，1週間以内	受託候補者の選定，決定
受託候補者の選定後，速やかに	受託候補者との初回協議，契約

12 問合せ先及び書類提出先

京都市 環境政策局 環境企画部 環境管理課（担当：久保田，岡本）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎地下 1 階

電話：075-222-3951 FAX：075-213-0922

電子メールアドレス：k-kyosei@city.kyoto.lg.jp